

## 7 段階的避難の実施

### 行政からの指示に従って段階的に避難を実施します。

避難(一時移転)が必要な方には国、県及び関係市町村が調整のうえ、段階的に指示を行うこととしています。

段階的に避難を実施することで交通渋滞が抑制され、車両による移動時間を短縮できるので、身体的負担の軽減や燃料切れ等の車両トラブルの防止にも有効と考えられます。

放射性物質が放出されていない場合または基準値を超える空間線量率が計測されない場合は避難(一時移転)の必要がないため、行政からの指示に従って屋内退避を継続してください。(ただしPAZ内の住民は放出前に避難します。)

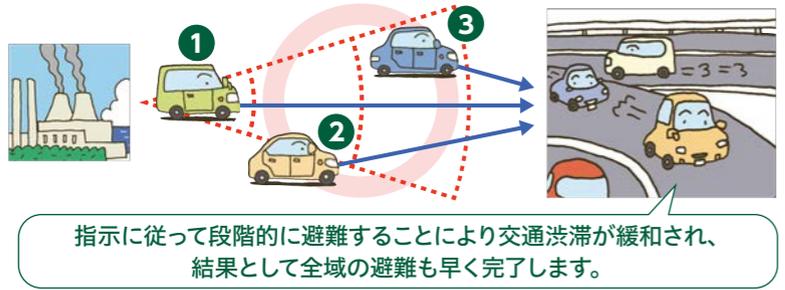
屋内に退避することで、放出された放射性物質が通過する際の被ばく、放射性物質の体内への取り込みを低減できることから、指示がでる前に避難するよりも、結果として被ばく量も低減できると考えられます。

①PAZ内の住民	原子力発電所の状況に応じて放射性物質が放出される前に避難の指示が出されます。
②UPZ内の住民	原子力発電所から放射性物質の放出があった際、その放出状況に応じて避難(一時移転)の対象区域が特定され、避難(一時移転)の指示が出されます。

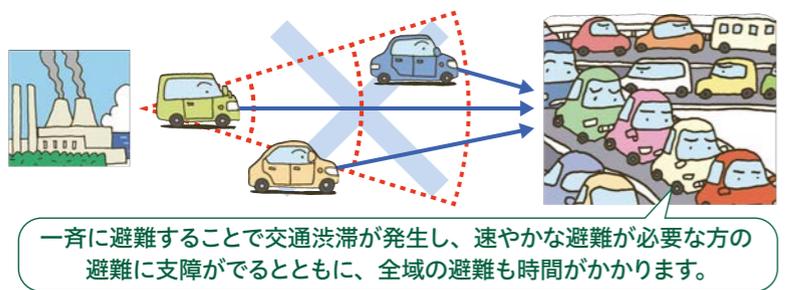
### ※放射性物質の放出状況に応じた判断

<b>空間線量率 20<math>\mu</math>Sv/h 超過</b> 概ね1日継続した場合、1日以内を目処に区域を特定し、1週間程度以内に <b>一時移転</b> を実施	<b>空間線量率 500<math>\mu</math>Sv/h 超過</b> 数時間以内を目処に区域を特定し、 <b>避難</b> を実施
--	---

### 段階的に避難した場合



### 一斉に避難した場合



## 8 避難に備えて準備しておくものリスト

避難の準備にあたっては、避難所で生活必需品等の物資がすぐに支給されないことも想定して、確保が難しいものを優先して準備しておく必要があります。



マスクや帽子、レインコートがあると放射性物質を吸い込んだり、皮ふに付着したりする量を減らすことができます。



避難は原則、自家用車でいきます。日頃からこまめに給油しておきましょう。



- 貴重品**
  - 身分証明書、健康保険証
  - 通帳、印鑑、現金
- 日用品**
  - マスク
  - 手袋
  - 携帯電話と充電器
  - 携帯用ラジオ(予備の電池)
  - ティッシュ、ウエットティッシュ
  - 懐中電灯
  - ビニール傘
- 医療品等**
  - 常用薬、お薬手帳
  - 紙おむつ、粉ミルク、ほ乳瓶
  - 衛生用品
- 衣類**
  - タオル、下着類
  - 着替え(動きやすいもの)
  - レインコート、帽子
- 食料品関係**
  - 最低でも3日分の飲料水、非常食

- そのほか、緊急時に必要なものを書き留めておきましょう
- - 
  - 
  -

避難する必要がない場合であっても、屋内退避の指示があり、これが数日間継続することがあるため、屋内退避に備えた飲料水や非常食の備蓄も重要です。  
このほか、県では災害時応援協定等により自治体間や民間事業者等と連携して必要な物資を調達することとしています。

## 9 原子力災害に備える情報サイト



原子力災害が発生した場合に備え、  
**事前に確認しておく情報**や  
**緊急時に役立つ情報**を  
 収集するためのサイトを  
 設置しています。

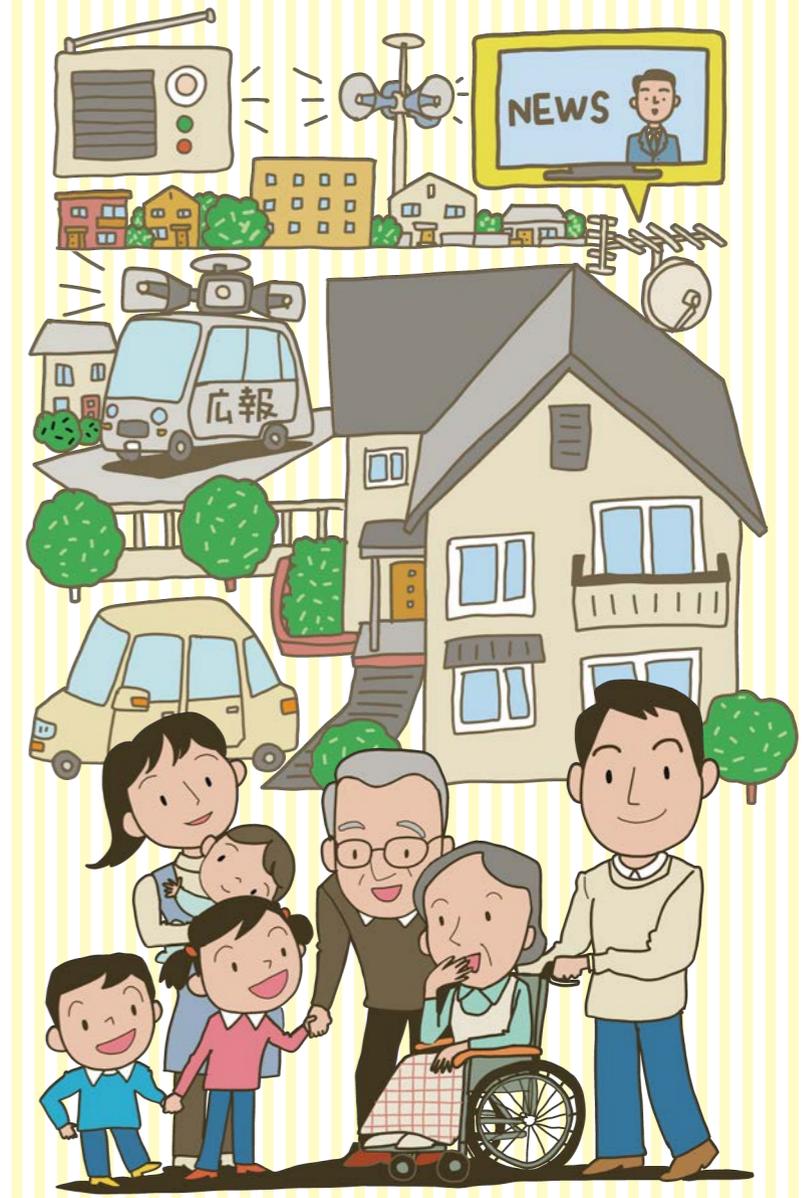


福島県原子力災害に備える情報サイト

お問い合わせ

福島県危機管理部原子力安全対策課  
 電話 024-521-7254

# 原子力災害にそなえて



# 福島県

このリーフレットは万が一の原子力災害が発生した場合に、県民の皆さんがどのように行動すればよいか、また、避難に備えて準備しておくことや避難に必要な情報の入手方法についてまとめたものです。

### 3 事態の進展に応じて避難等の指示が出されます

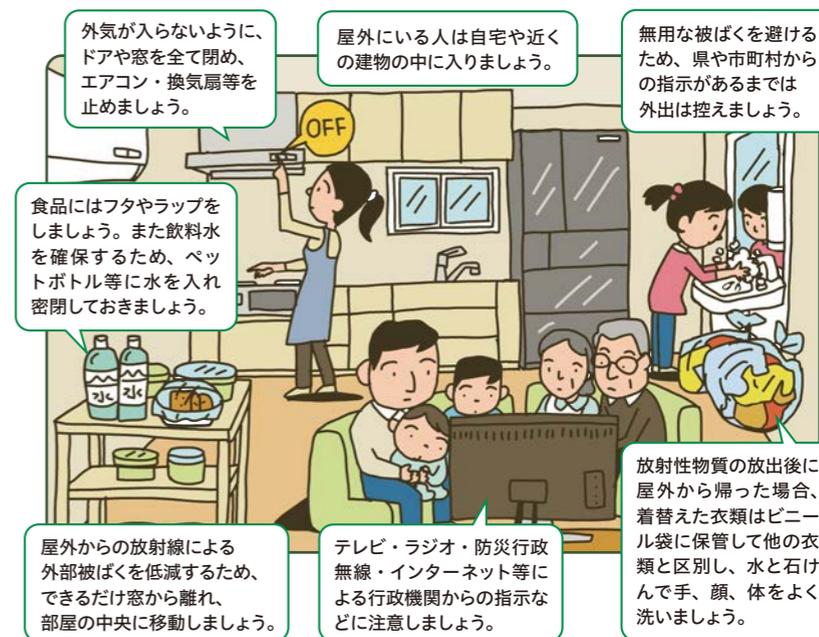
原子力発電所の状況(放射性物質放出前)、更には放射性物質の放出状況に応じ、下図のように事態の進展により避難等の指示が出されます。

	放射線物質放出前			放射線物質放出後
	警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態	放射性物質の放出状況に応じた判断(OIL)
	例：使用済燃料プールの水位を維持できない等	例：使用済燃料プールの水位が燃料頂部から2mまで低下等	例：使用済燃料プールの水位が燃料頂部まで低下等	
<b>事態の進展</b> →				
避難指示区域に一時立ち入りしている住民	退去準備	退去		
PAZの住民(要配慮者等)	避難準備	避難		
PAZの住民(一般住民)		避難準備	避難	
UPZの住民	特別な対応は必要ありませんが、県・市町村からの情報に注意してください。		屋内退避準備	屋内退避
				OIL1(500マイクロシーベルト/時間)を超す計測した地域数時間から1日以内に避難 OIL2(20マイクロシーベルト/時間)を超える値を1日以上計測した地域 1週間以内に一時移転 OIL1,2の基準に該当しない地域 屋内退避継続

**避難** 速やかに(1日以内を目安)地域から離れるために緊急で実施するもの  
**一時移転** 一定期間のうちに(1週間程度)地域から離れるために実施するもの

### 5 屋内退避の指示が出されたら

自宅や公共施設などの建物に入りましょう。(屋内退避)  
 屋内退避をすることによって、放射性物質の体内への取り込みを抑えること及び外部被ばくを小さくすることができます。



### 1 福島県原子力災害広域避難計画

この計画は、避難の対象となる市町村ごとに避難先市町村を定め、基本的な避難ルート等を示しています。

また、避難の対象となる市町村は、住民を迅速に安全な場所へ避難誘導するための避難計画を各市町村毎に策定し、あらかじめ地区ごとに避難先施設、避難手段、避難ルート、避難情報の伝達手段を定め、住民に対して事前に周知しておくこととしています。

#### 普段から確認しておくこと

- 使用する車
- 避難先の市町村
- 避難ルート
- 一時集合場所  
(主に避難に自家用車を使用しない方)  
※市町村等が手配するバスで避難します。



### 2 避難計画の対象となる市町村(原子力災害対策重点区域)

県では、原子力災害対策を重点的に実施すべき市町村を次のとおりとし、この範囲で原子力災害時の屋内退避や避難等の対応を予め定めています。

#### PAZ (予防的防護措置を準備する区域)

東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所からおおむね半径5kmを目安に行政区画や地形などを考慮して設定(福島第一原発については、国の原子力災害対策指針に基づき設定していません)

#### UPZ (緊急防護措置を準備する区域)

国の原子力災害対策指針では原子力施設からおおむね半径30kmを目安としていますが、福島県では福島第一原発の事故の際、国による避難指示等のあった地域を考慮して、13市町村全域としています。いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村(上記のPAZを除く全域)

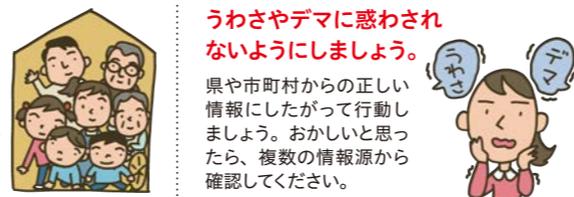


### 4 事故が発生したら

事故の状況や避難等の情報については、国、県、市町村が連携し、ラジオ、テレビ、防災行政無線、インターネット、広報車などによりそのつど住民の皆様へお知らせします。情報に注意して、落ちついて行動してください。

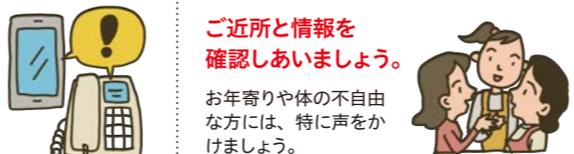
また、混乱の原因になるため、事実確認ができていない情報は発信しないでください。

慌てて行動せず、正確な情報がでるまで屋内に退避しましょう。



電話の使用は極力控えましょう。

安否情報の確認などは、「災害時伝言ダイヤル171」などを利用しましょう。



### 6 避難等の指示が出されたら

避難(一時移転)指示が出されたら、下図のように一般の住民は自家用車で、自家用車で避難できない方は市町村が定める一時集合場所に集まり、手配されたバスで避難します。

また、避難指示区域から外に出た後には、放射性物質が衣服や体の表面に付いているかどうかを調べる検査(避難退域時検査)を行政から指示があった場所で受けてください。(ただし、放射性物質の放出前に避難するPAZ内の住民は除きます。)

